

東京都後期高齢者医療懇談会設置要綱

平成19年4月1日

19東広保管第4号

(設置)

第1条 後期高齢者医療制度の適切かつ円滑な運営に資するため、東京都後期高齢者医療懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(懇談事項)

第2条 懇談会の懇談事項は、広域連合長から求められた後期高齢者医療制度に係る次の事項とする。

- (1) 保険料及び医療給付に関すること。
- (2) 保健事業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる委員により、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 被保険者等を代表する委員 5名以内
- (2) 保険医その他の医療関係者を代表する委員 4名以内
- (3) 学識経験者その他の有識者を代表する委員 2名以内
- (4) 被用者保険等その他の医療保険者を代表する委員 4名以内
- (5) 行政関係者 2名以内

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は懇談会を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、会長が招集し、会長が主宰する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(任期)

第6条 懇談会の委員の任期は、2年とする。

- 2 委員に欠員が生じた時の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、保険部管理課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月15日から施行する。